

課 総	2	—	18
課 個	4	—	23
課 資	6	—	29
課 法	5	—	24
課 酒	4	—	19
課 評	1	—	35
課 鑑		76	
課 消	1	—	23
課 軽	1	—	82
課 審	1	—	34
課 輸	1	—	33
官 企	1	—	67
官 改	1	—	63
徵 管	2	—	52
徵 徵	2	—	33
查 調	2	—	12
查 察	1	—	42

令和7年6月24日

各 国 税 局 長 殿
沖縄国税事務所長

国 税 庁 長 官
(官 印 省 略)

令和7事務年度における課税部（部門）の事務運営に
当たり特に留意すべき事項について（指示）

標題のことについては、別冊のとおり定めたから、令和7年6月19日付官総10-28
ほか32課共同「令和7事務年度における事務運営に当たり特に留意すべき各事務系統に
共通する事項について」（指示）によるほか、これにより適切な運営を図られたい。

別 冊

令和 7 事務年度における課税部（部門）の
事務運営に当たり特に留意すべき事項について

目 次

I 共通関係・重点課題等

1 基本的な考え方（税務行政を取り巻く環境変化に応じた対応）	2
2 データ活用の事務運営への実装	2
3 調査事務の充実等	2
(1) 事務計画策定における基本的な考え方	3
(2) 接触方法の選択における留意事項	3
(3) 調査等における課税部重点課題への取組	3
イ 消費税の適正課税への取組	4
ロ 国際化への取組	4
(イ) 情報交換制度の積極的かつ効果的な活用	4
(ロ) 国際取引連絡せん等の確実な作成	4
ハ 富裕層への取組	4
ニ 無申告事案への取組	5
ホ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組	5
(4) 租税回避スキームに係る情報収集の取組	5
(5) エリア一体運営等による適切な調査体制の構築	5
(6) 資料情報事務の充実	5
(7) 調査プロセスの検証	6
4 若手等職員の指導育成の取組	6
5 インボイス制度の円滑な定着に向けた対応	6
(1) 事業者の立場に立った相談対応等	6
(2) e-Tax を利用した登録申請等の推奨	6
(3) インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった者の適正な申告・納税の確保	6
6 センター化への対応	6
7 GSS 及び KSK2 の導入	7
(1) GSS の導入	7
(2) KSK2 の導入	7
8 e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大	7
(1) e-Tax の一層の普及のための取組	7
(2) キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組	9
9 電子帳簿等保存制度の普及に向けた取組	9
10 令和6年能登半島地震被災者への対応	9

II 個人課税関係

1 調査関係事務の充実	9
(1) 納税者管理	9
(2) 調査選定	10
(3) 調査の実施	10

(4) 事務計画の策定	10
2 重点課題等への取組	10
(1) 消費税の適正課税への取組	10
(2) 国際化への取組	11
(3) 継続2管理事案への取組（富裕層への対応等）	11
(4) 無申告事案への取組	11
(5) 継続1管理事案への取組	11
(6) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組	12
(7) 所得税還付申告への対応	12
3 確定申告関係事務の的確な実施	12
(1) 自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の推進	12
(2) 確定申告会場運営の効率化	13
イ マイナンバーカードを利用した申告の推進	13
ロ オンライン事前発行の活用	13
ハ 確定申告会場の集約化等	13
(3) 確定申告関係事務の効率化効果の反映	13
(4) 確定申告会場における申告書等用紙等の交付部数削減に向けた取組	13
(5) インボイス制度を踏まえた対応	13
(6) 地方公共団体からの申告書等データの引継ぎ	14
4 個人事業者の記帳水準の向上及びデジタル化に向けた対応	14

III 資産課税関係

1 調査関係事務の充実	14
(1) 事務計画の策定	14
(2) 相続税調査の充実	14
(3) 土地等譲渡所得調査の充実	15
2 重点課題への取組	15
(1) 国際化への取組	15
(2) 富裕層への取組	15
イ 継続2管理事案等への取組	15
ロ 生前贈与の把握に向けた取組	15
(イ) 譲渡所得及び相続税の調査時における財産移転の把握	16
(ロ) 他部課（部門）との連携	16
(3) 無申告事案への取組	16
3 相続税法第58条通知（固定資産情報）のオンライン連携の推進	16
4 確定申告に向けた取組	16

IV 法人課税関係

1 調査関係事務の充実	16
(1) 納税者管理の充実	17

(2) 調査選定の的確化・効率化	17
2 重点課題への取組	17
(1) 調査事務運営の充実のための取組	17
イ 消費税の適正課税の確保への取組	17
(イ) 基本的な考え方	17
(ロ) 消費税の還付申告法人に対する取組	17
ロ 重点管理対象法人に対する取組	18
ハ 海外取引法人等に対する調査の充実	18
ニ 無申告法人に対する取組	18
(2) データを基本とした事務処理の効率化に向けた取組	18
V 源泉所得税関係	
1 海外取引事案への取組	19
2 未納整理事務の集約化等の取組	19
3 行政指導事務（扶養是正）の効率化に向けた取組	19
4 所得税の基礎控除の見直し等への対応	19
VI 間接諸税関係	
○ 調査関係事務の充実等	19
(1) 印紙税	19
(2) 印紙税以外の間接諸税	20
(3) データ分析・活用の取組	20
VII 酒税関係	
1 基本的な考え方	20
2 酒類業者のコンプライアンスの維持・向上への取組	20
(1) 実地の調査の的確な実施	20
(2) データ活用の取組	20
(3) 行政指導の積極的な活用	20
3 免許事務の適正かつ効率的な実施	20
4 承認酒類製造者に対する相談等の対応	21
5 酒類の公正な取引環境の整備	21
(1) 酒類業者に対する周知・啓発	21
(2) 酒類の取引状況等実態調査	21
6 酒類業の振興のための取組の推進	21
(1) 酒類業者の的確な把握及び施策への反映等	22
(2) 事業者向け補助金の円滑かつ適正な執行	22
(3) 地理的表示（G I）の新規指定に係る相談に対する支援等	22
(4) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」等の周知広報	22
(5) 後援名義等	22

(6) 技術的な課題への対応	22
(7) 庁局の連携	22
7 東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う各国の輸入規制への対応	23
VIII 鑑定官室事務関係	
1 分析・鑑定事務の的確な実施	23
2 酒類業者に対する技術的な支援	23
参考 事務運営に当たり基本とすべき事務運営要領等との関係	24

- 「I 共通関係・重点課題等」には、局課税部各課等及び署各課税部門（以下「課税部（部門）」という。）全体に共通する事項及び課税部（部門）として特に重要な事項を掲げている。
- 「II 個人課税関係」から「VIII 鑑定官室事務関係」までには、各事務を実施するに当たり特に留意すべき事項を掲げている。

令和7事務年度における課税部（部門）の事務運営に当たっては、課税部（部門）の職員全員が、これらの内容を十分に理解した上で、担当事務を的確に実施するとともに、各事務系統間の連携・協調を図ることにより、課税部（部門）全体として効果的な事務運営が行われるよう努める。

I 共通関係・重点課題等

1 基本的な考え方（税務行政を取り巻く環境変化に応じた対応）

経済活動のグローバル化・デジタル化をはじめとした構造転換に直面していく中で様々な制度改革が行われるなど、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を着実に果たしていくためには、限られた事務量を一層効果的かつ効率的に活用することを通じて、適正・公平な税務行政の一層の推進を図るとともに、将来の経済社会の在り方を見据えつつ、果断かつ着実に業務改革を実施し、組織を絶えず進化させていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、国税組織にとって、ガバメントソリューションサービス（以下「G S S」という。）及びK S K 2の導入や、内部事務センター化（以下「センター化」という。）の全署拡大といった大きな環境変化を前提として、内部事務を含むあらゆる事務の在り方を見直すことを通じて効率化を図るとともにデジタル技術等を活用して調査事務を高度化するなど、更なる取組が必要な税務行政の課題に的確に対応できる体制整備を進めることにより、目に見える形で組織の対応力を向上させていく。特に、更なる取組が必要な税務行政の課題に速やかに対応するため、効率化策を可能なものから着手していくほか、賦課徴収の連携や関係各部署の連携を徹底する。

また、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像2023ー」（令和5年6月公表）及び「DX・BPRの推進に関する基本方針～ビジネスモデルを変える～」（令和7年6月改定）に沿って、①納税者の利便性の向上、②課税の効率化・高度化等、③事業者のデジタル化促進の3つの柱に基づき、デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しや事業者の業務のデジタル化促進に取り組む。

2 データ活用の事務運営への実装

データ活用の取組が事務運営へ実装されることを基本として、その取組の成果を各種施策に反映し、効果的かつ効率的な事務運営を行う。

局においては、庁が作成した予測モデル（以下この項において「当該モデル」という。）により抽出された高リスク納税者から優先的に調査選定を行い、低リスク納税者には明確な理由がない限り実地調査の対象としないこと等、データ活用を基軸とした調査事務運営の定着を進める。

署においては、局の指示に基づき、当該モデルの分析結果や独自に収集した資料情報等を活用して調査選定を行い、精度向上に資する改善意見の局主務課への報告、資料調査システム等を活用した調査選定の高度化、納税者管理の精緻化等を通じて、積極的にデータ活用に取り組む。

さらに、府局においては、当該モデルの活用部署の調査事績や把握した課題等を取りまとめ、効果検証を行い、当該モデルの精度向上に向けた改良や事務運営の改善を行う。

おって、その他のデータ活用の取組についても、適切に評価・検証を行い、P D C Aサイクルに基づいた事務運営を行う。

3 調査事務の充実等

事務の実施に当たっては、事務処理の更なる効率化等により調査等関係事務量の確保に努める。

実地調査の実施に当たっては、データ分析・活用の強化等により、真に調査すべき事案や大口・悪質な不正計算が想定される事案など調査必要度が高い事案を的確に抽出し、重点化を図る一方で、その他の事案については、行政指導及び実地の調査以外の調査（以下「行政指導等」という。）により幅広く接触するなど、納税者のコンプライアンスリスクに応じた最適な接触方法を選択し、限られた事務量を効果的・効率的に活用する。

なお、納税者のコンプライアンスリスクに応じた接触体系においては、行政指導等についても、実地調査と並ぶ調査事務運営の重要な柱であることから、この両輪をバランスよく効果的・効率的

に実施しているかという観点で、P D C A サイクルに基づき、取組状況を適切に分析・評価した上で、それを踏まえた必要な対応を行う。

また、行政指導については、業務センター室（以下「センター」という。）での処理の完結を図るものと、センター・署で役割を分担しそれぞれの役割を果たした上で処理の完結を図るものなど、その目的に応じて、適切な対応方法を採用する。

おって、センターから署に引き継がれる行政指導の実施に当たっては、効率的な処理に努める。

(1) 事務計画策定における基本的な考え方

事務計画の策定においては、事務の効率化等により確保した事務量を確実に調査等関係事務量に反映させることを基本とするが、令和7事務年度においては、専科研修の2期合同実施や全職員を対象としたK S K 2研修が実施されるほか、センター化の全署実施を目前に控え、多くの署において業務の移行が予定されていることも踏まえ、署の実情に即したものとする。

なお、局においては、限られた事務量の中でパフォーマンスの最大化が図られるよう、接触方法ごとに処理すべき事案・範囲を示し、処理に必要な事務量を的確に事務計画に反映させるよう指示するほか、各種会議や事務指導等を通じて、最適な接触方法の定着に向けた職員への意識付けを図る。

また、署においては、実情に応じて、接触方法ごとに事務量を適切に配分する。

おって、調査必要度が高い納税者に対しては、時機を逸すことなく実地調査を実施できるよう、必要な事務量を優先的に確保する。その上で、租税回避スキームの解明及び実態把握をする事案、若手等職員の指導・育成を目的として実施する事案等に対応するために必要な事務量も確保する。

(2) 接触方法の選択における留意事項

実地調査及び行政指導等（以下「調査等」という。）の実施においては、次の点にも留意し、調査計画件数に固執することなく、個々の事案の分析結果に基づき、最適な接触方法を選択する。

イ 国税当局から一定の情報を提供することにより、納税者自ら申告内容等を是正することが見込まれる事案については、想定される非違の規模にかかわらず、行政指導の対象とする。

ロ 実地調査を要する事案であっても、確認すべき項目が限られている場合は、項目を絞って実地調査を行うなど、効率的な調査展開を図る。

ハ 調査等の実施に当たっては、想定される非違と調査等に必要な事務量、事案の緊急性、施策の優先度等を勘案して優先順位を判断する。

なお、局においては、各署への事務指導等により、事案の内容に応じて最適な接触方法が選択されているか検証し、必要に応じて見直しを図っていくほか、接触方法や実施方法における創意工夫した点など、プロセスについても把握する。

また、追徴税額等の数字（指標）に直ちに表れにくいが事務運営上の貢献度が大きい取組のうち、指標化が可能な取組（例えば、課税困難事案への取組、有効な資料情報の収集など）については、調査事務運営の参考指標等に追加して分析・評価する。

おって、指標化ができない（難しい）取組（例えば、特定の業種業態等の納税者のコンプライアンス向上を図る効率的な行政指導等の実施、審理担当者による調査支援や審理能力向上に向けた取組、内部事務のより効果的・効率的な処理のための創意工夫など）については、事務指導等により適切に把握し、他部署の参考となるよう、各種会議資料や情報通信等を作成するなど、幅広く周知し、引き続き、納税者のコンプライアンスリスクに応じた事務運営の推進・定着に努める。

(3) 調査等における課税部重点課題への取組

消費税の適正課税、国際化及び富裕層への対応、無申告への対応並びにシェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応を課税部重点課題とし、局署の実情に応じて、事務量を優先的に

投下する。

イ 消費税の適正課税への取組

税務行政に対する国民の信頼を確保する観点から、消費税の適正課税は、執行当局の最重要課題の一つであるため、職員全体で認識を共有し、ノウハウ等の共有を通じて職員の能力及び意識の向上を図るとともに、輸出免税制度や輸出物品販売場制度を悪用した不正還付事案をはじめ、納税圧縮事案を含む不正計算や固有の非違を念頭に置いた調査等に的確かつ重点的に取り組む。

特に、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、内部事務担当・センター担当と調査事務担当がそれぞれの段階で行うこととしているチェックをデータ活用などにより的確に実施するとともに、申告内容に疑義がある場合には、確実に還付処理を保留し、還付理由を解明する。さらに、必要に応じて調査等による内容確認を確実に実施するほか、輸出取引に伴う還付申告の内容確認に当たっては、必要に応じ税関との情報交換を的確に実施する。

なお、調査企画部署は企画事務量を可能な限り確保し、事案の企画組成に当たっては、データ活用部署と連携するなどし、積極的にデータを分析・活用するとともに、審査、調査の各段階において関係部署との情報共有を密にして事案の安定的な供給に努める。

また、局課税総括課は、企画組成された事案が調査実施部署に的確に引き継がれるよう配意するとともに、事案の態様や発生状況に応じた柔軟な支援を講ずるなど、調査体制の構築等に当たり、適時・的確な調整を行う。

おって、輸出物品販売場制度の適正な運営の確保については、購入記録情報の分析・活用により、許可事業者及び免税対象物品購入者の管理の充実に取り組むほか、税関とも緊密に連携の上、本制度を悪用する者に対して即時徴収も含めた調査等の一層の充実を図る。

□ 国際化への取組

国際化への対応に当たっては、国外送金等調書、国外財産調書及びCRSに基づく自動的情報交換資料等のほか、民間調査機関から入手できる海外企業情報等も活用して、海外取引の内容及び海外資産を的確に把握し、申告所得税、法人税及び相続税のみならず、消費税、源泉所得税及び贈与税の観点も踏まえ、課税上の問題が考えられる場合には調査等を実施する。

こうした取組を実効性あるものとすべく、国際課税に関する有効な資料情報の分析手法や調査手法について、局間・局内各事務系統の枠組みを越えたノウハウの構築・共有を図る。

(イ) 情報交換制度の積極的かつ効果的な活用

調査に当たっては、局署国際税務専門官と連携・協調を図り、租税条約等に基づく情報交換制度を積極的かつ効果的に活用する。

また、租税条約等締結相手国において課税上有効と考えられる事実を把握した場合には、自発的な情報提供を行う。

(ロ) 国際取引連絡せん等の確実な作成

国際取引連絡せんについては、複雑な取引や情報の入手が困難な国際的な取引等を把握する重要な情報リソースであることから、確実に作成を行うとともに内容の質的向上を目指す。

また、外国公務員に対する贈賄又は贈賄が疑われる取引を把握した場合（申告審理等で把握した場合を含む。）には、確実に「外国公務員に対する贈賄取引整理票」を作成する。

ハ 富裕層への取組

富裕層への対応に当たっては、関係個人・法人を含め、必要に応じて複数税目観点から多角的な分析を継続的に行い、関係部署間で連携しながら、調査等の充実に取り組む。

このため、国外財産調書、財産債務調書等及びCRSに基づく自動的情報交換資料を活用するなどして、富裕層の新規把握、取引の実態解明、生前の財産（ストック）移転などに着目した的確な富裕層管理に努め、租税回避行為などの兆候を把握した場合は、時機を逸する

ことなく計画的に連携調査を実施するなど組織的な対応を図り、実態把握及び調査等を実施する。

なお、各局に設置する重点管理富裕層プロジェクトチーム（富裕層P T）においては、重点管理富裕層に係る租税回避行為に基づく非違を取りこぼすことなく調査企画を実施する必要があることから、その兆候を把握するために、資産異動に係る情報をはじめとした各種情報を収集し、継続的に重点管理富裕層及びその関係個人・法人を管理するとともに、東京局及び大阪局を中心に組織的なノウハウの構築・共有に取り組む。

二 無申告事案への取組

無申告事案については、地方公共団体との連携や専担者の配置など組織的な対応を図りつつ、効率的な実態把握に努める。

また、無申告個人・稼働無申告法人については既存資料の更なる活用を図るほか、大口事案を中心とした効果的な調査等に取り組む。

なお、調査選定に当たっては、所得税、法人税及び相続税のみならず、消費税、源泉所得税及び贈与税の観点からも適切に選定することに留意する。

木 シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組

シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への対応に当たっては、各局にプロジェクトチームを設置し、局統括国税実査官（電子商取引担当）（統括国税実査官（電子商取引担当）が設置されていない局にあっては、課税総括課）を中心に、関係部署と連携して、新たな形態の取引に着目して資料情報を積極的に収集する。

また、調査等の実施に当たっては、資料源開発部署と関係部署が連携し、収集した情報への必要な情報付加・加工を行った上で調査実施部署へ引き継ぎ、調査実施部署は、課税上の問題が想定される事案を的確に把握した上で、事案に応じた最適な接触方法を選択する。

なお、調査等の手法のみならず、業界団体や仲介事業者等を通じて利用者（納税者）へ適正申告を呼びかけるなど、様々な手法を適切に組み合わせ、効果的かつ効率的に納税者の自発的な納税義務の履行支援を目的とした施策や適正課税の確保に向けた施策を実施する。

(4) 租税回避スキームに係る情報収集の取組

各種税制や複雑な取引・契約等を用いた租税回避スキームに対応するためには、制度改正等による課税の枠組みの見直しを検討するとともに、その把握や調査に係るノウハウの共有を図る必要がある。そこで、こうした租税回避スキームに係る情報の組織的な集積・分析に資するよう、事案の企画・調査時のほか、申告審理、納税者からの照会・情報提供等を含むあらゆる機会において、租税回避が懸念されるなどの情報を把握した場合には、「租税回避スキーム等連絡せん」を作成する。

(5) エリア一体運営等による適切な調査体制の構築

限られた事務量を、調査必要度の高い事案に的確に投下し有効活用する観点から、局署の実情に応じ、近隣署間のエリア一体運営や広域運営の実施・拡充により、調査必要度の高い事案に事務量が投下されるよう取り組む。

なお、エリア形成に当たっては、他局の取組状況等も参考とするほか、エリア内の職員の配置状況に応じて相互併任を実施するなど、より効果的な調査体制の構築に努めるとともに、移動ロス削減の観点からWeb会議システム等を活用した効率的な調査を実施する。

(6) 資料情報事務の充実

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の下において、適正・公平な課税を確保する観点から、調査の機会はもとより、探聞情報の収集を通じて、課税上有効な資料情報のより効果的・効率的な収集に取り組む。

また、データ活用を基軸とした調査事務運営において、その基盤となる資料情報の重要性はま

すます高まっていることから、データ活用の観点からのニーズに配意した収集を行い、資料情報の入力に当たっては、定められたルールに基づき、資料調査システムへの入力を適切に行うとともに、納税者や収集先が不利益を被ることのないよう、収集から活用までの全ての局面において、情報の適切な管理と資料源の秘匿を徹底する。

なお、法定調書については、令和6年度税制改正において、電子的提出義務基準について、基準年（前々年）の提出枚数が現行の100枚以上から30枚以上に引き下げられ、令和9年1月以後に提出する法定調書に適用されることから、令和7年中に提出すべき法定調書の提出状況を踏まえ、対象者を絞り込むなど、改正内容に係る制度の周知・広報を効果的に実施する。

法定外資料については、収集先の態様等に応じて情報照会手続も活用しつつ、活用効果の高い資料情報の収集に積極的に取り組む。

(7) 調査プロセスの検証

統括官及び調査担当者等は、個々の調査事案について、調査結果のほか、その結果に至ったプロセス（調査展開、指示・復命、進行管理など）や選択した接触方法が適切であったかという点について、自ら検証、振り返りを行い、検証結果を今後の事務に生かすよう努める。

4 若手等職員の指導育成の取組

若手等職員への指導育成に当たっては、引き続き、局署一体となって取り組むとともに指導育成に偏りが生じないよう、若手等職員の習熟度等を客観的に把握した上で、きめ細かな指導を実施する。また、公務員としての自覚や税務職員としての規範意識等が養成されるよう一人一人に寄り添った指導育成を行うことに留意する。

局においては、例えば、大口・悪質事案の調査経験を積ませるための体制整備や模擬調査研修の実施など他局のベストプラクティスを組み合わせながら、若手等職員の指導育成を主導する。

また、署においては、局主導の指導育成方針を踏まえつつ、統括官や先輩職員による若手等職員に対する同行指導のほか、若手等職員同士若しくは特官部門や特調部門などとの組調査又は若手等職員の主担事案の積極的な実施など、若手等職員が主体性を持って調査が実施できるよう署全体で取り組む。

5 インボイス制度の円滑な定着に向けた対応

インボイス制度については、制度開始後も新たに事業を開始した個人事業者及び新たに設立された法人を中心に一定数の登録申請がされているほか、制度開始に伴う事務負担・税負担を軽減する各種経過措置が設けられていること等を踏まえ、関係府省庁と連携しながら、引き続き、事業者の立場に立った丁寧な相談対応や適正な申告・納税を確保するために必要な各種施策を実施する。

(1) 事業者の立場に立った相談対応等

負担軽減措置を含めた制度の周知を引き続き行うほか、相談会・個別照会等においては、事業者の立場に立って、きめ細かく丁寧に対応する。

(2) e-Tax を利用した登録申請等の勧奨

納税者利便の向上や事務処理の効率化を図るため、申請及び登録通知について、e-Tax の利用を積極的に推奨する。

(3) インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった者の適正な申告・納税の確保

インボイス発行事業者への登録を契機に課税事業者となった者が適正に申告・納税することができるよう、2割特例等の経過措置の適用関係や納税資金の計画的な準備の案内など、引き続き、必要な周知広報施策を実施する。

6 センター化への対応

センターで実施する事務は、署各課税部門の事務と高い関連性を有していることから、国税組織全体として円滑かつ効率的な事務処理を実施できるよう、対象署とセンター間で事務処理の進捗状況、行政指導事務等に関する納税者等への接触状況について適時に情報共有をするなど、十分な連携を図る。

なお、センターにおける確定申告期の事務については、対象署との共同処理を前提としなければ運営できないものであるため、局主導の下、対象署とセンター間において適切に所要事務量を見積もった上で、局署一体の事務処理体制（共同処理体制）を構築する。

また、令和8事務年度から新たにセンター化の対象となる署においては、KSK2導入後のセンターの円滑な事務運営を確保するため、センターに移管する内部事務や行政指導事務等について、可能な限り未済事案を圧縮するよう、計画的に処理を実施する。

おって、局においては、署の未済事案の圧縮が促進されるよう、適切な指導・支援を行うなど、所要の体制を整備する。

7 GSS及びKSK2の導入

(1) GSSの導入

令和7年9月から順次導入されるGSS端末の利用を見据えて、共有フォルダへのアクセス、電子メールの送受信、Web会議システム等が利用できるモバイル端末を活用した調査を、GSS端末導入までに一度は経験するなど、モバイル端末の積極的活用に取り組む。

なお、GSS端末の導入後においては、GSS環境で提供される各種アプリケーション等を活用し、調査先での統括官等との情報共有やWeb会議システムを活用した調査を積極的に実施するなど、調査の効率化・高度化を意識した調査事務の実施に努める。

また、局は、モバイル端末やGSS端末の精通者による広域的な指導や研修の実施など、署における取組のサポート体制を構築するほか、効果的な活用事例（調査以外での活用例を含む。）を収集し、署へ還元するなどにより、署における効果的な活用を促す。

おって、GSS環境下ではアプリケーションの稼働が一部制限される可能性があることから、局の各種システム及びツールの所掌部署は、個別に稼働検証を行い、結果によっては使用するアプリケーションを変更するなど必要な対応を行う。

(2) KSK2の導入

KSK2とその事務処理について、事務処理手順の確認や職員の理解促進に取り組む。具体的には、全職員の確実な「KSK2に関する職員研修」の受講、「KSK2導入後の事務処理手順等に関する情報」の確認について、必要な日数を事務計画に反映する。

8 e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大

e-Tax 及びキャッシュレス納付の利用拡大は、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを進める上で不可欠であることから、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」（令和6年10月21日改定。以下「基本計画」という。）において目標を公表している主要手続（所得税申告、消費税申告（個人）、法人税申告（ALL e-Tax 含む。）、消費税申告（法人）、相続税申告、国税納付手続及び納税証明書の交付請求）を中心に、目標の達成に向けて、事務効率化・データ活用に資するよう添付書類も含めた利用勧奨を計画的かつ効率的に実施する。

(1) e-Taxの一層の普及のための取組

イ e-Tax の利用が期待される、①税理士会、税理士等及び税理士関与のある者、②関係民間団体等の役員、③開始届出書を提出済みであるがe-Tax を利用していない者及び④一部の手続・帳票のみを利用している者に対する利用勧奨を実施する。

特に、税理士については、税理士法において、税理士の業務におけるICT化の推進につい

て明記されていることから、税理士会を通じた広報を積極的に実施するなど、税理士によるe-Taxの利用の一層の普及を図る。

ロ 申告所得税については、マイナポータル連携の推進を図りつつ、e-Tax 利用を更に拡大する観点から、マイナンバーカードを利用したe-Tax 申告の推進、マイナポータル連携の利便性や利用にあたっての事前準備について、関係部門間で十分に連携・協調を図りつつ、積極的な周知・広報を実施することによって、e-Tax 申告の推進に取り組む。

なお、取組に当たっては、令和7年度中に、マイナンバーカードとそれに搭載されている電子証明書の有効期限が到来する者が多数見込まれているため、それらの更新を促すことや第三者作成書類の添付省略等のインセンティブ措置の周知・広報に努めるほか、e-Tax の利用を希望する納税者の利便を考慮し、事前準備に関するきめ細やかな情報提供や研修、説明会の実施などマイナンバーカードを利用したe-Tax 申告やマイナポータル連携の利用を推進するための施策を実施する。

ハ 相続税については、税理士等のe-Tax 利用の普及・定着に向けて、幹部のトップセールスを含め、引き続き、庁局署一体となって、積極的な利用勧奨に取り組む。

なお、利用勧奨に当たっては、国税庁ホームページの相続税e-Tax 特設サイトを活用するなど、税理士会を通じた利用勧奨及び相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨に加え、税理士等と接触できるあらゆる機会を活用した利用勧奨を実施することに留意する。

また、贈与税については、税理士関与割合が高いことを踏まえ、税理士等に対する相続税の利用勧奨に併せて実施するほか、自宅等からのe-Tax 申告の推進を図るため、関係部門間で十分に連携・協調を図り、課税原因・時期を捉えた効果的・効率的な周知・広報を行う。

ニ 法人税及び法人消費税については、既に広くe-Tax の利用が普及していることを踏まえ、提出書類の一部を別途書面で提出している税理士等に対して、添付書類を含めたe-Tax (ALLe-Tax) の推進に向けて個別勧奨を実施する。

なお、個別勧奨に当たっては、高い利用勧奨効果が見込まれる税務ソフトを使用する税理士を中心に税務ソフトに応じた利用勧奨を実施する。

また、税理士会や法人会を通じた利用勧奨についても積極的に取り組む。

ホ 印紙税（書式表示）については、未利用者のうち、他の手続でe-Tax を利用している者や、支店等保有数の多い者から優先的に個別勧奨を行うなど効果的・効率的な方法で、積極的に利用勧奨に取り組む。

ヘ 挿発油税及び地方挿発油税並びに石油ガス税については、これまでの利用勧奨状況を踏まえ、各局で把握している未利用者のうち利用が見込める者に対して個別勧奨を行うなどの効果的・効率的な方法で、引き続き積極的に利用勧奨に取り組む。

ト 酒税及び酒類行政については、「酒類の販売数量等報告書」及び「『二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準』実施状況等報告書」のオンライン利用率の向上に向けて、複数の販売場を持つ事業者に重点的に利用勧奨を行うなど、効果的・効率的な方法で取り組む。

チ 法定調書については、給与情報のマイナポータル連携の導入を契機として、書面や光ディスク等により提出していた提出義務者に対し、eLTAX を利用した電子的提出の一元化や、e-Tax ソフト（WEB 版）の利用勧奨を積極的に実施する。

リ 地方公共団体、税理士会及び関係民間団体等に対しては、局署の幹部はe-Tax の利用が更に促進されるよう組織的な対応を要請し、説明会等への講師派遣の依頼等があった場合には、推進担当者を中心に、その内容に応じ的確に対応する。

ヌ e-Tax 利用勧奨に当たっては、例えば、申告所得税、相続税、贈与税、法人税、消費税、間接諸税及び酒税の利用状況を把握した上で、法定調書や電子納税のほか、年末調整手続の電子化やマイナポータル連携等のマイナンバーカードの利活用施策、事業者の業務のデジタル化な

どを含む税務行政のDX関連施策も併せて勧奨するとともに納税者や税理士、関係民間団体等との接触の機会を活用し、幹部のトップセールスを含め、事務系統・税目横断的に組織全体で実施する。

(2) キャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組

キャッシュレス納付の利用拡大に向けては、各種説明会や確定申告会場などのあらゆる納税者等との接点を活用し、積極的に利用勧奨を実施する。

納付件数の多い源泉所得税については、オンライン利用率に係る目標値を新たに設定・公表し、その上で、税理士や金融機関などの関係者の協力を得ながら、事務系統横断的に関係各部署が連携を一層密にし、納税者目線で効果的な取組を行うことに留意する。

9 電子帳簿等保存制度の普及に向けた取組

電子帳簿等保存制度は、事業者のデジタル化を進める上でその基盤を成す重要な制度である。日頃の取引におけるやり取りがデジタルで行われ、かつ、そのデータがシームレスに連携される形で会計・税務の処理が行われれば、事業者にとって生産性の向上が図られるほか、税務手続におけるオンライン利用の推進や正確性の向上も期待することができる。

こうした取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）の利点を踏まえ、その一層の普及を図る観点から、各種指導・説明会の機会を捉えて電子帳簿等保存制度の効果的・効率的な周知・広報に努める。特に、令和7年度税制改正においては、請求書等のデータを帳簿に自動連携する仕組みに関し、電子取引データに関する重加算税の加重措置を適用しない措置等が講じられたことから、そのような仕組みを備えたシステムの利用を積極的に勧奨する。また、訂正削除履歴の保存等に対応した「優良な電子帳簿」についても、その普及・一般化によって記帳水準の向上や帳簿の事後検証可能性の確立にもつながるものであることから、積極的な利用勧奨を行う。

なお、電子取引データの保存義務については、電子帳簿保存法の規定に沿った電子取引データの保存をしていないことを把握した場合には必要な指導を確実に実施する。

おって、納税者等からの具体的な問合せに対する的確な対応、電子取引データ保存義務に係る的確な指導及び各種加算税の加重・軽減措置の的確な適用の観点から、職員研修を適切に実施する。

10 令和6年能登半島地震被災者への対応

令和6年能登半島地震により被災した納税者等への対応に当たっては、引き続き、地方公共団体、関係民間団体と連携・協調し、制度の周知、納税者等からの照会、相談及び還付申告等の事務処理に適切に対応することとし、納税者等の置かれた状況や心情に十分に配意することに留意する。その際、必要に応じ局署間・署間応援を含めた局署・挙署一体体制を構築するなど、特定の職員に過重な負担が生じることのないよう配意する。

II 個人課税関係

1 調査関係事務の充実

近年の社会経済情勢や働き方の変化に伴い増加するニュービジネスや好況業種の実態を的確に把握するため、情報収集部署との連携を強化し、能動的に情報（データ）蓄積の充実に取り組む。収集された情報（データ）については、有効に活用・分析し、事業所得者のみならず、その他事業者やその他所得者も含めた個人納税者全体の調査必要度の検討を行い、調査必要度が高い事案について積極的に調査を行うことにより調査の重点化を図りつつ、局署の施策によるコンプライアンス向上の取組も組み合わせながら、全体として波及・けん制効果の最大化を図る。

(1) 納税者管理

納税者管理に当たっては、無申告者やその他所得者等を的確に管理のそ上に載せるため、申告

情報を起点として情報を組み合わせる方法に加え、情報と情報の組合せによる事案の組成を目的としたデータ活用に取り組む。

(2) 調査選定

調査選定に当たっては、予測モデルにより高リスクと判定された者から優先的に抽出を行う。その際、大口・悪質の観点から、特に売上階級が高階級（調査後の見込みを含む。）の者から優先的な検討を行う。

低リスクと判定された者については、明確な理由がある場合に限り実地調査の対象とする。

なお、その場合であっても、他に代替できる手段がないかや他の優先すべき事案がないかなど、実地調査として接触すべきかの判断を確実に行う。

調査必要度の判断に当たっては、リスクスコアを活用し調査選定した事案のほか、リスクスコアに表れない資料情報等を端緒として別途調査選定した事案について、大口・悪質な不正計算の想定や調査の波及・けん制効果等といった総合的な観点から実施する。

(3) 調査の実施

調査の実施に当たっては、調査区分にとらわれず事案にふさわしい日数を随時付与するほか、弾力的に調査区分を変更するなど、統括官等において的確な進行管理を徹底する。

なお、リスクスコアによる選定事案については、算出根拠から着眼ポイントを見極めるなど事案の内容に応じて効果的かつ効率的に取り組む。

また、納税者のコンプライアンスリスクや非違類型に応じた接触方法を的確に選択することにより、効果的・効率的な処理を行う。

(4) 事務計画の策定

事務計画の策定に当たっては、確定申告関係事務の効率化等により確保した事務量が確実に調査等関係事務量に反映されるよう、1月及び4月から6月期の調査等関係事務量を意識的に確保する。

なお、調査区分については、例えば、上半期には深度ある調査、1月は着眼調査（机上）、4月から6月は着眼調査（実地）を中心に計画するなど、事務量の効果的な活用を企図した計画となるよう留意する。

2 重点課題等への取組

調査等の実施に当たっては、引き続き、次の(1)から(7)までの重点課題に的確に対応する。

(1) 消費税の適正課税への取組

課税事業者に対しては、消費税固有の非違、免税点制度を利用した意図的な無申告、不正還付に的確に対応し、適正課税に努める。

所得税の申告事績のある者で消費税のみが無申告となっている者については、十分な事務量を確保して全件処理に努めるほか、地方公共団体と連携を図るなどにより、所得税の申告義務がない消費税無申告者の把握に努めることとし、いわゆる消費税のボーダーライン層に属しているが、所得税の申告事績やその業種の景況感等からみて意図的に所得税・消費税を免れないと想定される者に対して積極的に調査等を実施する。

なお、帳簿書類等の保存がなく仕入税額控除の適用要件を満たさない場合には、厳格に適否を判断する。

おって、還付申告については、不正還付を未然に防止するため、還付審査フローに基づき厳格な還付審査を実施し、還付原因の解明が必要な申告書を把握した際は、確実に還付留保とした上で納税者等に接触するなど、的確に対応する。

特に、実態のないインボイス発行事業者との取引を悪用した不正還付を未然防止する観点から、的確な登録取消の実施を見据え、インボイス発行事業者のうち所得税・消費税が無申告である者

について的確に管理するとともに、行政指導等により接触・指導する。

(2) 国際化への取組

資産運用の多様化、国際化に対応するため、国外送金等調書、国外財産調書、C R Sに基づく自動的情報交換資料等のデータを活用し、フロー・ストックの両面からの分析を行うことで、海外取引・海外資産関連事案を的確に把握し、調査の充実を図る。そのため、情報と情報の組合せによる事案組成・調査企画等の事務量確保にも配意した上で、調査等関係事務量を優先的に確保した事務計画を策定する。

なお、調査の実施に当たっては、事案の内容に応じて、行政指導等も組み合わせながら、効果的かつ効率的に取り組む。

おって、海外取引・海外資産関連事案に対する調査能力の向上のため、個人課税部門職員に対し、庁主催の国際取引調査実務研修の資料を活用するなどし、全体研修等の機会等を利用した研修を実施する。

(3) 継続2管理事案への取組（富裕層への対応等）

継続2管理事案については、選定事務量の確保にも配意した上で、調査等関係事務量を優先的に確保した事務計画を策定し、データを活用した複数税目観点からの多角的な分析も行いながら、調査の充実を図る。

納税者管理に当たっては、目的に応じた効率的かつ的確な管理を行う。

調査選定等に当たっては、調査必要度が高い事案を的確に見極めるとともに、調査の実施に当たっては、特官部門のみならず、事案に応じて一般部門においても積極的に実施する。

なお、特官部門の当該調査等関係事務量については、特官部門の調査事案の諸効率を的確に分析し、継続2管理事案のほか、より調査必要度が高い事案にも投下する。

おって、継続2管理事案は、国外財産を含む資産運用等から生ずる非事業性所得の割合が高いことから、署国際税務専門官とも連携し、運用益等に適正な課税を行うとともに、事案の内容に応じて、行政指導等により効果的・効率的な接触を図ることにより、保有資産の把握、運用形態の解明を行い、適切に情報を蓄積するほか、接触率の向上を図る。

(4) 無申告事案への取組

無申告事案については、署の実情に応じた適切な事務量を投下する。また、調査等の実施に当たっては、署の管内状況や規模に応じ専担者（部門）を配置するなど体制整備を図り、署開発特官等の資料源開発により収集した資料や解明した屋号資料、資料調査システムの活用などにより無申告者を掘り起こし、時機を逸することなく、事案に応じた最適な接触方法により、効果的・効率的に接触していくとともに、事案によっては継続1管理事案として管理して適時・適切に深度ある調査を実施する。

なお、資料情報の早期活用の観点から、屋号資料など未解明となっている資料のうち、活用効果が高いと見込まれる資料情報を中心に解明事務を実施する。

また、各種データ活用施策により効率的かつ的確に無申告事案を抽出し、積極的に調査等を実施する。

おって、無申告事案の取組に当たっては、適正申告の確保のため、事案に応じて、アフターケアを実施するなど、適切な指導を行う。

(5) 継続1管理事案への取組

常習的に不正計算を繰り返すなど悪質な納税者に対して的確な調査を実施するため、継続的な資料情報の収集・蓄積や事案の分析・検討など、納税者管理にも十分な事務量を投下する。

調査の実施に当たっては、事案の内容に応じて、機動官等を活用するなど、調査体制の充実を図り、機を逸することなく適期に調査着手する。

なお、継続1管理事案については、データ活用による分析結果も活用し、的確な把握、洗替、

事案の状況に応じた濃淡のある管理を行い、調査必要度が高い事案に対して、深度ある調査が実施できる管理体制とする。

(6) シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への取組

デジタル化等の進展に伴う経済社会への変化に対応するため、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動を行っている納税者に対して、納税者の自発的な納税義務の履行の支援や、適正な課税の確保に向け取り組む。

なお、納税者への接触に当たっては、実地調査のほか、行政指導等の接触も適切に組み合わせるなど、事案に応じた最適な接触方法により、効果的かつ効率的に取り組み、接触した事案については処理完結を図る。

特に、行政指導による接触については、効率的な事務処理が徹底されるようセンターとの連携を強化する。

(7) 所得税還付申告への対応

所得税の還付申告書が提出された場合においては、事務処理手順に則り、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づく厳格な審査を実施し、申告内容に疑義がある場合は確実に還付を留保した上で、実態確認等を行い、疑義を解明する。

さらに、審査後においても、予測モデルにより抽出したリストを活用して、的確に不正還付を把握する。

実体確認等の結果、申告内容に虚偽等が認められた場合は調査等を実施する。

なお、調査等により、悪質な不正還付申告の事実が確認され、刑事上の責任を追及する必要があると判断した事案については、関係部署と連携の上、告発又は告訴を念頭に置いた厳正な対応を行う。

3 確定申告関係事務の的確な実施

確定申告関係事務の在り方については、申告件数の増加やICTの進展等、その時々の状況に応じて、不断の見直しを行ってきたところである。令和7年分確定申告においては、令和7年度のオンライン利用率の中期目標値（78%）の達成を念頭に置きつつ、GSS導入や令和8事業年度の全署センター化の実施及びKS2への移行を踏まえた「調査事務の更なる効率化・高度化」に向けた事務量を適切に確保する観点から、「確定申告事務の更なる効率化・高度化」を進めることとし、これまでの取組を踏まえつつ、以下の施策に取り組む。

特に、今般、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日・閣議決定）において、「マイナポータルとe-Taxの連携を更に充実させ、『日本版記入済み申告書』（書かない確定申告）の実現を図る。また、その前提となるマイナンバーカードを用いたe-Taxの推進を図るため、近年のマイナンバーカードの普及拡大やe-Tax利用の拡大といった環境変化等を踏まえ、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的なe-Tax促進策である『ID・パスワードによる申告』について、その廃止を含めた在り方を検討し、2025年度中に結論を得る。」とされたことを踏まえ、今後の確定申告事務の運営に当たっては、確定申告事務の効率化・高度化を図るため、従来以上に、マイナンバーカードを用いたe-Taxの利用を図り、マイナポータル連携の利用を促進することを基本とした事務運営を行うことに留意する。

(1) 自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の推進

令和7年分の確定申告に向けては、上記方針を踏まえ、従来以上に、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告の拡大を図りつつ、マイナポータル連携の推進に向けた施策を重点的に行う。

なお、周知・広報に当たっては、自宅等からのe-Tax申告へ移行しやすい納税者層に対して、個別勧奨や大口源泉徴収義務者等を通じて、マイナンバーカードを利用したe-Tax申告の推進、

マイナポータル連携の利便性や利用にあたっての事前準備について積極的・効果的な周知・広報を行う。

その際には、第三者作成書類の添付省略及び還付申告書の処理期間の短縮といったe-Tax 申告のメリットについても訴求することとする。

(2) 確定申告会場運営の効率化

イ マイナンバーカードを利用した申告の推進

確定申告会場におけるマイナンバーカードを利用したe-Tax 申告の推進は、翌年以降の来場者抑制、マイナポータル連携の推進による納税者利便の向上・事務の効率化につながることから、職員一人一人がこのことを理解した上で、より一層の利用促進に取り組む。

加えて、確定申告期前においては、マイナンバーカードを利用してe-Tax 申告するための情報（パスワードの有効性確認や再設定方法）やマイナポータル連携の事前準備に係る周知広報を徹底するとともに、確定申告期においては、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を基本とした会場運営を実施するとともに、翌年以降の自宅等e-Tax の推進に向けてマイナポータル連携の事前準備についても積極的に案内する。

なお、通常期の申告相談においても1対複数指導を経験できる環境を構築するとともにマイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を徹底する。

おつて、スマートフォンによる申告指導を基本としつつも、納税者の属性に合った対応を行うことに留意する。

ロ オンライン事前発行の活用

令和7年分確定申告においても、オンライン事前発行を最大限活用した上で、確定申告会場への入場に日時指定した整理券を必要とする「入場整理券方式」を実施することにより、円滑な会場運営、適切な相談体制の構築を行う。

ハ 確定申告会場の集約化等

自宅等からのe-Tax 申告の増加や確定申告会場への来場者数の減少を踏まえ、確定申告会場の更なる集約化・効率化に向け、既存の合同会場の対象署の増加や単独署外会場の署内回帰等について検討を進める。

(3) 確定申告関係事務の効率化効果の反映

上記の各種施策により得られる効率化効果や期中処理の促進による効果を的確に反映し、他部門からの応援事務量の適正化を図りつつ、超過勤務の縮減や確定申告期前及び期後における外部事務量の確保を図るとともに、期中においても適正かつ公平な課税を実現するための各署の実情に応じた施策が積極的に実施されるよう配意する。

(4) 確定申告会場における申告書等用紙等の交付部数削減に向けた取組

確定申告会場における申告書等用紙及び納付書の交付については、用紙等の備付けにより行うのではなく、交付を希望する納税者等に対し個別に行うことを原則とする。

申告書等用紙の交付を希望する納税者等に対しては、e-Tax の利用勧奨を行うこととし、利用勧奨を行ったにもかかわらず交付を希望する場合には、コンビニのマルチプリンタ、納税者等が所有するデジタルデバイス等を活用した印刷方法を案内するなど、交付部数の削減及びe-Tax 申告の推進を図る。

併せて、振替納税等の利用勧奨を積極的に実施し、キャッシュレス納付の利用拡大（窓口納付の縮減）に取り組む。

(5) インボイス制度を踏まえた対応

インボイス制度を機に課税事業者となった事業者が適正に申告できるよう、各種説明会及び記帳指導等において、インボイス制度を含む消費税制度等の指導等を実施する。

また、税理士会や青色申告会などの関係民間団体等と連携し、確定申告会場等においても納税

者が適正に申告できるような体制の構築に努める。

(6) 地方公共団体からの申告書等データの引継ぎ

地方公共団体から国への申告書等データの引継ぎについては、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、引き続き、更なる利用の拡大に向けて、関係各課（部門）と連携の上、地方公共団体に対する積極的な働き掛けを行う。

なお、時機を捉えて署長等の署幹部による積極的な働き掛けも行う。

また、申告相談を実施しているものの、データ引継ぎを実施していない地方公共団体については、実施していない理由を十分に聴取の上、その理由に応じて的確な働き掛けを行うとともに、予算制約等の理由によりデータ引継ぎの実施が困難な場合は、地方公共団体と協議の上、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax 申告の利用勧奨又は地方公共団体の相談会場におけるスマートフォン及びマイナンバーカードを利用したe-Tax 申告指導の協力を要請する。

おって、既にデータ引継ぎを実施している地方公共団体についても、地方公共団体での相談事務の効率化を図る観点から、マイナンバーカードを利用した自宅等からのe-Tax 申告の利用勧奨又は地方公共団体の相談会場におけるスマートフォン及びマイナンバーカードを利用したe-Tax 申告指導の協力を要請する。

4 個人事業者の記帳水準の向上及びデジタル化に向けた対応

個人事業者の適正申告を確保するためには、デジタルを活用しつつその記帳水準の向上を図ることが重要であり、そのため、関係民間団体による伴走支援の活用や、その他業界団体等とも連携し、会計ソフトを利用した記帳指導の充実に取り組む。特に、新規開業者向けの各種説明会及び記帳指導は、事業者のデジタル化の推進に当たって重要な機会と捉え、会計ソフトによる記帳をより積極的に推奨する。また、会計ソフトの利用状況等の把握に努めるとともに、その利用状況に応じた効果的・効率的な利用勧奨や周知広報を行う。

III 資産課税関係

1 調査関係事務の充実

調査等事務運営に当たっては、内部事務の集約処理やデータ活用の取組等を通じて調査等関係事務量を最大限確保するとともに、確保した調査等関係事務量を有効活用する観点から、深度ある調査と行政指導等をバランスよく実施することで効果的・効率的な事務運営に取り組む。

なお、行政指導等の実施に当たっては、センターとの連携を強化し、集中処理体制の整備を図るなど、効率的な処理に努める。

(1) 事務計画の策定

事務計画の策定に当たっては、相続税及び土地等譲渡所得に係る申告審理事務の効率化等により確保した事務量を確実に調査等関係事務量に反映させる。

なお、調査等関係事務量については、相続税、贈与税及び所得税（土地等譲渡所得・株式等譲渡所得）等の税目間、深度ある調査及び行政指導等の接触方法間でバランスよく配分するよう留意する。

(2) 相続税調査の充実

調査選定事務に当たっては、予測モデルが算出したリスクスコアや庁局から還元された情報（データ）を用いるとともに、調査選定支援ツール等も活用して事務の効率化・高度化に取り組む。

また、調査等の実施に当たっては、調査の重点化の方針の下、追徴税額を意識した調査優先度判定を実施するとともに、真に調査すべき事案、大口・悪質な不正が見込まれる事案、高階級事案等の調査必要度の高い事案に対して、優先的に調査等関係事務量を確保して深度ある調査を実

施する。

なお、深度ある調査の実施に当たっては、事案の内容に応じた適切な日数が投下されるよう統括官等による進行管理の徹底を図るとともに、必要に応じて機動課（係）と連携するなど調査体制の充実を図る。

おって、調査の重点化を推進する一方、その他の事案については、机上調査（実地調査以外の調査）を積極的に活用し、幅広く接触した上で効率的な処理に努める。

(3) 土地等譲渡所得調査の充実

土地等譲渡所得については、申告審理事務の簡素・効率化を含めた内部事務の見直しにより捻出した事務量を土地等譲渡所得に係る調査等関係事務量へ確実に配分した上、深度ある調査と行政指導等を効果的に組み合わせることで適正申告の確保に努める。

なお、府局においては、予測モデルや各種資料情報（データ）の分析・活用等を通じて、不正見込事案の組成に努めるとともに、組成した事案の調査に当たっては、局主導で適切な調査体制を編成した上で、調査スキルの高い職員による同行調査や事案検討会等を通じた調査技法の伝承を行う。また、局間短期併任も活用することで、土地等譲渡所得調査の中核となる職員の育成に積極的に取り組む。

2 重点課題への取組

(1) 国際化への取組

海外資産関連事案への対応に当たっては、国外送金等調書、国外財産調書及びC R Sに基づく自動的情報交換資料等のほか、民間調査機関等から入手できる海外不動産情報や海外企業情報等も活用して、海外資産を的確に把握するとともに、海外資産に係る非違が見込まれる事案に対しては、優先的に調査等関係事務量を確保して確実に調査等を実施する。

調査等の実施に当たっては、租税条約等に基づく情報交換制度なども活用し、海外取引の解明や海外資産の把握に努めるほか、事案の性質や局署の実情に応じて、一般部門による調査等も実施する。

なお、局署国際税務専門官においては、各種研修や一般部門への調査支援等を通じて、職員の海外資産関連事案に係る調査能力の向上を図る。

また、国外転出時課税制度については、制度の適切な執行の観点から、課税上の問題が認められる者に対する調査等を確実に実施する。

おって、潜在的な海外資産関連事案の更なる把握のため、他部課（部門）との連携体制を構築し、有効な資料源の開発に努めるとともに、将来の相続税の適正課税を見据え、的確に資料を収集・蓄積する。

(2) 富裕層への取組

イ 繼続2管理事案等への取組

継続2管理事案を含めた高額譲渡事案の調査に当たっては、将来の相続税適正課税の実現の観点から、引き続き、譲渡代金の使途のほか、調査時点における資産運用・保有状況を確実に把握し、当該情報を収集・蓄積する。

なお、継続2管理事案については、実地調査によるほか、相続時活用申告情報D Bを活用して対象事案を抽出した上で文書照会（行政指導）を行うなど、事案の態様に応じて取り組むとともに、文書照会（行政指導）の実施に当たっては、センターと連携して効率的な処理に努める。

また、資料源開発が有効と見込まれる投資先を把握した場合には、府に投資先情報を集約し、関係各課と協議の上、資料源開発の実施に向けて取り組む。

ロ 生前贈与の把握に向けた取組

贈与税の適正課税を実現するため、資料情報を活用した贈与税調査等を実施するほか、次の点に配意して生前の財産移転の把握に努める。

また、贈与事実が認められた場合には、連携調査など適切な調査体制を編成して贈与税調査を的確に実施する。

(イ) 謹度所得及び相続税の調査時における財産移転の把握

謹度所得及び相続税の調査時においては、謹度代金の使途及び分割後の相続財産の帰属を含めた親族間の財産移転の有無を把握する。

(ロ) 他部課（部門）との連携

生前の財産移転の蓋然性が高いと見込まれる富裕層については、他部課（部門）の調査においても生前贈与の観点に着目した調査展開が図られるよう、他部課（部門）に対し、具体的な調査事例を紹介して依頼するなど他部課（部門）との連携を強化し、生前贈与の把握に努める。

(3) 無申告事案への取組

無申告事案については、予測モデルが算出したリスクスコアや庁局から還元された情報（データ）を活用し、原則として文書照会（行政指導）による効率的な処理に努めるほか、行政指導に応じない高リスク事案等に対しては確実に再照会を実施する。

その上で、再照会にも応じない事案は必要な調査等関係事務量を優先的に確保して調査を実施する。

3 相続税法第58条通知（固定資産情報）のオンライン連携の推進

相続税法第58条通知（固定資産情報）については、オンライン連携により国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、関係各課（部門）と連携の上、オンライン連携に対応していない地方公共団体に対しては、税務連絡協議会等のあらゆる機会を利用してシステム対応に向けた働き掛けを行う。

4 確定申告に向けた取組

令和7年分の確定申告に向けては、引き続き、自宅等からのe-Tax申告の推進を図るため、スマートフォンによるe-Tax申告の利便性を中心に、関係団体等を通じた周知・広報を積極的に行う。

また、確定申告会場においては、土地等謹度所得及び贈与税についても、原則、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を案内するとともに、土地等謹度所得については、申告審理事務の効率化等の観点から、引き続き、内訳書のデータ入力に係る取組を積極的に行う。

IV 法人課税関係

1 調査関係事務の充実

調査の重点化の方針の下、納税者リスクに応じた適切な接触方法を選択することで、より効果的・効率的な調査事務運営の実現を図る。

高リスク法人等への調査の実施に当たっては、調査事案に応じた適切な体制・手法（組調査・帳簿借用（帳簿データ取得等））を整備するなどにより、調査の質の維持・向上を図る。

特に、高階級法人を中心データ取得が有効と認められる場合は、臨場前後に限らず、積極的にデータを取得し、ICT支援ルームや各種ツールも活用しつつ、データ分析・検討を実施する。

なお、統括官等は、部下職員に対して、要調査項目のほか、臨場時に必ず行うべき事項（概況聴取・現物確認調査等）を明確に指示するほか、進行管理の徹底を図る。

また、高リスク以外の法人に対しても、計算誤りや税法適用誤り等の簡易な誤りが想定される法人については、幅広く接触する必要があることから、可能な限りセンターで集中処理することによ

り効率化していくとともに、実地調査で接触する必要のない事案については、行政指導等で対応する。

おって、内部事務の効率化等により最大限確保した調査等関係事務量を事務計画に的確に反映させるとともに、策定した事務計画については、確保した調査等関係事務量が重点課題への取組や高リスク法人への調査等に適切に投下されるよう、事務年度を通じた進行管理のための指標として確実に活用する。

(1) **納税者管理の充実**

リスクスコアを前提とした納税者管理への移行を念頭に、庁において、予測モデルが算出したリスクスコア・売上階級・過去の調査事績等を踏まえ、調査必要度が高いと認められる法人の実況区分を一括変更するとともに、局においては、リスクスコアにかかわらず調査必要度が高い法人の適切な管理に向けた所要の検討を行う。

また、特に大口・悪質な不正計算が想定される重点管理対象法人など、継続的な管理を要する法人については、管理担当者を指名の上、引き続き、署第一部門統括官等が適切に関与し、資料情報の収集・蓄積を含めた管理の充実を図るなど、納税者管理の精緻化と管理件数の適正化に向けた取組を継続的に実施するとともに、実況区分、売上階級区分、業種・業態区分等に応じた管理を徹底する。

(2) **調査選定の的確化・効率化**

一般同時調査については、調査の重点化の方針を踏まえ、予測モデルにより高リスクと判定された法人を優先的に検討するほか、特に消費税の不正還付が想定される法人、重点管理対象法人等の大口・悪質な不正計算が想定される法人、稼働無申告法人等、リスクスコアにかかわらず調査必要度が高い法人について的確に調査を実施する。

なお、予測モデルにより低リスクと判定された法人については、明確な理由がない限り実地調査の対象としないことを徹底する。

また、特定の非違項目のみの解明が必要な事案（行政指導による是正が見込まれる事案を除く。）については、署内調査による接触の可否をまず検討し、実地の確認を要する場合のみ重点項目調査を実施するなど、効率的に実施する。

おって、調査対象の選定に当たっては、選定支援システム「結」のほか、資料調査システムを活用し資料情報を切り口とした粗選定を実施するなど、KSKシステム等を効果的に活用することにより、選定精度の向上を図る。

2 重点課題への取組

(1) **調査事務運営の充実のための取組**

イ 消費税の適正課税の確保への取組

(イ) 基本的な考え方

消費税に関する調査事案が複雑・巧妙化している現状を踏まえ、不正還付、意図的な無申告や消費税額の圧縮など消費税の不正申告を行っていると想定される法人に対しては、適切な調査体制を構築した上で、調査着手前あるいは調査着手後早期の段階から争訟を見据え、審理部署による適切な関与・支援を受けることにより、一般同時調査で更正・決定等を見据えた厳正な調査を実施する。

(ロ) 消費税の還付申告法人に対する取組

署法人課税部門等においては、消費税還付審査判定表等の基準に該当する還付申告の還付を確実に保留した上で還付原因の解明を行うとともに、局・消費税専門セクションにおいては、不正還付検知システムにより還付申告税額の異常値等を検知した事案の審査状況を検証することで、事案が埋没しない体制を構築する。

なお、還付審査又はシステム抽出事案の検証の結果、不正還付が想定される法人として管理を要すると判定した法人については、全国統一的な基準に基づき、局において一元的に管理し、適切な調査（支援）体制及び審理支援体制を早期に構築した上で調査を実施する。

また、調査等により把握した不正インボイス発行事業者の情報については、速やかに局署間で共有し、他の事業者等における不正インボイスの利用の蔓延を防止する。

□ 重点管理対象法人に対する取組

重点管理対象法人は、調査必要度が最も高く、継続的に管理を要する法人であることから、その管理に当たっては責任者を明確にし、署第一部門統括官等が適切に関与の上、納税者管理の徹底を図るとともに優先的に事務量を確保し、計画的・継続的な資料情報の収集・蓄積及び事案に応じた適切な調査体制の編成等により深度ある調査を実施する。

局においては、所要の調査体制を整備の上、署が事務年度首から計画的に着手し、深度ある調査が実施できるよう、あらかじめ調査計画の策定を指示するほか、適切な指導・支援を行い、調査の充実を図る。

ハ 海外取引法人等に対する調査の充実

海外取引法人等については、セグメント化の結果を踏まえ、局国際税務専門官の関与の下、調査等関係事務量を優先的に確保の上、真に海外取引事案として調査すべき対象へ調査資源を適切に配分するなど、調査の充実を図る。

なお、署国際税務専門官（独自・支援）及び一般部門等の調査計画件数や、署国際税務専門官（独自・支援）の事務量投下方針の策定に当たっては、セグメント化の結果を踏まえた要調査対象法人の法人数及び管内における分布状況を基礎とする。

また、署における調査選定や調査体制の構築は、海外税務リスク分析スコア等を参考としつつ、セグメント化の結果を踏まえて行うこととし、局国際税務専門官はその状況を確実に検証する。

ニ 無申告法人に対する取組

無申告法人については、マスコミ情報・インターネット情報・民間調査機関情報及び徵収部門など他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄積を通じて効率的に事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、引き続き、適切に事務量を見積もり計画的な実態把握・調査に取り組む。

無申告法人の取組に当たっては、長期間無申告とならないように、また、実態のないインボイス発行事業者を放置することで不正還付に悪用されることを未然に防止するため、センターで効率的に無申告行政指導を実施するとともに、所在不明法人については適切にインボイス登録の取消を行うほか、署は、調査必要度が高い法人に対しては的確に調査を実施する。

なお、調査に当たっては、法人税のみならず、消費税や源泉所得税の観点からも積極的に調査対象に選定する。

また、調査後の適正申告を維持する観点から、調査終了時における進行期の申告指導や税理士関与の勧奨を確実に実施する。

おつて、局においては、署が行う調査に当たって、所要の調査体制を整備の上、事務年度首から計画的に着手が図られるよう、必要な指導・支援を行う。

(2) データを基本とした事務処理の効率化に向けた取組

e-Tax の普及拡大に伴い、書面を基本とした事務処理からデータを基本とした事務処理への移行を徹底していくため、e-Tax 申告書の申告審理・調査選定等の事務処理に際しては、ペーパーレスによる事務処理の推進に努める。

V 源泉所得税関係

1 海外取引事案への取組

源泉国際課税に関する調査については、国内に恒久的施設を有しない非居住者等に対する課税は源泉所得税が最後の課税手段ともなることから、国外送金等調書などの資料情報や租税条約に関する届出書等から調査必要度が高い事案を的確に選定し、租税条約等に基づく情報交換制度なども活用しつつ、積極的に調査を実施する。

また、法源消・所源消同時調査における源泉国際課税に関する意識醸成や調査能力向上を図る観点から、局主導の下、署国際税務専門官（源泉所得税担当）等による必要な調査支援や研修等を積極的に行う。

2 未納整理事務の集約化等の取組

未納整理事務を一層効率化し、調査事務の充実を図るため、源泉所得税事務集中処理センター室（以下「源泉事務センター」という。）における事務の集約処理（集約化）に取り組むとともに、源泉事務センターにおける電話照会では非常勤職員を積極的に活用する。

なお、源泉事務センターでは過年分納付遅延者の処理が翌年1月末までに完了するよう計画的に事務を実施し、未処理事案の署への返戻は、臨場を要する事案や署窓口での相談対応を要する事案などに限ることとする。また、現年分納付遅延者への電話照会については、過年分納付遅延者の処理状況に応じて、納付照会ハガキ回答者のうち納付が確認できない者などを対象として実施後、各局において対象者や接触方法をあらかじめ設定した上で実施する。

また、非常勤職員の活用に当たっては、非常勤職員の事務の習得状況を的確に把握した上で、必要に応じて実務指導（OJT）や研修等を実施することにより、計画的な事務処理能力の向上に取り組む。

さらに、これらの取組を通じて外部事務量を確実に確保し、確保した事務量については、源泉実地調査の担当者が集約配置された調査専担部門において活用することを基本とする。

3 行政指導事務（扶養是正）の効率化に向けた取組

地方公共団体から国への扶養是正データの提供については、国・地方双方の事務の効率化が図られるものであるため、個人課税部門と連携し、地方公共団体に対しシステム対応に向けた働き掛けを行い、更なる利用の拡大に向けて、地方公共団体と十分に連携・協議を行う。

4 所得税の基礎控除の見直し等への対応

令和7年度の税制改正により、所得税の基礎控除の見直し等が行われ、令和7年12月に行う年末調整から適用されることから、源泉徴収義務者が円滑かつ適切に税制改正に対応できるよう、制度の効果的な周知・広報を実施し、源泉徴収義務者からの相談等にきめ細かく丁寧に対応する。

また、事務の実施に当たっては、所要の事務量を確実に確保することとし、特定の職員に過重な負担が生じることのないよう局署の実情に即した弾力的な事務運営の実施に配意する。

VI 間接諸税関係

○ 調査関係事務の充実等

(1) 印紙税

印紙税調査については、調査の重点化の方針を踏まえ、非違予測モデルによる判定のほか、資料情報、過去の接触事績等にも着目し、大口・悪質な不納付が想定される事案を的確に選定した上で、深度ある調査を重点的に実施する。

一方、資料情報等により不納付が想定される事案で、行政指導等により是正可能なものについ

ては、書面照会等を活用するなど効率的な是正に努める。

また、調査経験の浅い職員の指導育成については、高階級事案を含めた様々な態様の事案を担当させるほか、局消費税課による同行指導、広域運営中心署間における調査支援や組調査を実施するなど、限られた事務量を有効に活用し、局署一体となって質の高い指導育成に努める。

(2) 印紙税以外の間接諸税

印紙税以外の間接諸税調査については、調査必要度が高い事案を的確に選定するほか、コンプライアンスの維持・向上等のため、行政指導等による接触を組み合わせるなど事案の内容に応じた効果的・効率的な方法で接触を図ることにより、定期的な接触の確保に努める。

(3) データ分析・活用の取組

調査関係事務の効率化・高度化を目的として、間接諸税各税の特性も踏まえつつ、庁局署が連携して、データ分析を基本とした調査選定の高度化及び実効性のある調査手法の開発・実装に取り組む。

特に、印紙税以外の間接諸税については、外部データの取得及び分析を強化して大口・悪質な不正が想定される事案を的確に選定して是正を図り、より効果的・効率的な調査事務運営の実現に努める。

VII 酒税関係

1 基本的な考え方

酒税関係事務については、酒税の適正・公平な課税の実現と酒類業の健全な発達に向け、免許事務等の適切な法執行及び酒類業の振興に取り組む。

また、引き続き酒類業者のコンプライアンス確保を図るため、新規に製造免許を受けた者などの優先度の高い調査対象者に対する調査事績等を分析することによって、これらの者に対する調査等の事務量を確保し、計画的、重点的な調査を実施するとともに、酒類製造者のコンプライアンスリスクに応じて行政指導による接触を組み合わせるなど、効果的・効率的な事務運営に努める。

2 酒類業者のコンプライアンスの維持・向上への取組

(1) 実地の調査の的確な実施

酒類製造者のコンプライアンスの維持・向上のため、現行のグループ区分の下、調査必要度が高い酒類製造者を的確に選定し、事案に応じた必要な調査日数を付与するなど適切な対応を行う。

特に、新規に製造免許を受けた者などの優先度の高い調査対象者については、納税義務や受忍義務の履行等の遵法意識を高める観点から、早期に酒税調査を実施するほか、適時に接触し、行政指導等を行う。

(2) データ活用の取組

調査等により把握した非違や指導事項について、製造業者の事業規模、製造免許を受けている品目、製造免許を受けてからの期間等のデータを活用して、その相関性等を分析する。その分析結果に基づき、指導が必要と想定される対象者や誤りが想定される事例等を絞り込み、従来の集合指導のほか、書面による指導等調査以外の方法によって効果的・効率的な指導を行う。

(3) 行政指導の積極的な活用

酒類販売業者に対しても、記帳義務等の各種義務が課されていることから、酒類の販売管理調査の機会のほか、集合方式による記帳指導など調査以外の方法も活用し、効果的・効率的な記帳指導を行う。

なお、指導により改善が見込めない場合には、適時に調査を実施する。

3 免許事務の適正かつ効率的な実施

免許の申請等の処理に当たっては、酒税法及び法令解釈通達に規定されている要件について適正かつ厳格な審査を行うとともに、関係する局署間の連携を密にし、円滑かつ効率的・計画的な処理に努める。

また、免許の申請者等からの相談に対しては、申請者等の置かれた立場等に配意して申請等に係る事情を聴取し、免許拒否要件に該当する場合は、その充足のための方策等について具体的に説明、助言するなど、親切かつ丁寧な対応を行う。

なお、酒類販売業免許の審査等については、効率化に向けた取組を推進する。

4 承認酒類製造者に対する相談等の対応

租税特別措置法第87条等に基づく酒税軽減制度については、酒類業の健全な発達に寄与する中小酒類製造者の支援のために措置されたものであり、各酒類製造者が経営を継続的かつ安定的に行うために必要な取組を記載した事業計画書の提出が承認酒類製造者には求められている。

このため、承認酒類製造者から提出された事業計画書に記載された取組の進捗の把握に努めるとともに、制度創設後、令和7年5月末に初めて提出された実績報告書の内容を踏まえ、事業計画書に記載した取組が確実に行われ、経営の安定と発展に向けて事業計画書と計画的事業運営の改善に繋げられるよう、承認酒類製造者の取組の実施等に向けた相談等に丁寧に対応する。

5 酒類の公正な取引環境の整備

(1) 酒類業者に対する周知・啓発

酒類業者に対して、「酒類の公正な取引に関する基準」（平成29年3月国税庁告示第2号。以下「取引基準」という。）及び「酒類に関する公正な取引のための指針」（平成18年8月）について、周知・啓発を行い、これらの遵守のための指導等を通じ、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進する。

なお、周知に当たっては公正な取引に関する照会文書を活用するなどし、その遵守状況の把握に努める。

(2) 酒類の取引状況等実態調査

酒類の公正な取引を確保するため、これまでの調査・指導の状況も踏まえ、酒類に関する公正な取引の在り方に照らして問題があると疑われ、かつ、市場に影響を与える取引を行っていると認められる酒類業者を重点的に選定し、深度ある酒類の取引状況等実態調査を実施する。

調査において、取引基準に則していない取引等が認められた場合には、的確に改善に向けた指導等を行うほか、公正取引委員会とも連携し、適切に対処する。

また、取引基準を遵守すべき旨の指示を含む改善指導を行った酒類業者へのフォローアップ調査を適切に実施する。

6 酒類業の振興のための取組の推進

ライフスタイルの変化等により酒類の国内市場は全体として縮小している一方、近年、日本産酒類の国際的な評価の高まりから、酒類の輸出は拡大している。農林水産物・食品の輸出金額を2030年に5兆円とする目標に向けて、清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の3品目の輸出金額目標が、それぞれ760億円、750億円、50億円と設定されたことを踏まえ、より一層の取組を進めていく必要がある。

また、米価格等の物価が高騰していることや、米国において、酒類を含む輸入品に対する関税措置が導入されたことから、これらによる酒類業者への影響について適宜把握するとともに、酒類業者からの相談に的確に対応する。特に、物価高騰対策として各地域において実施している独自の支援策の酒類業者への情報提供、売上げに占める対米輸出割合が高い酒類業者への必要な助言支援を

行う。

こうしたことを踏まえ、関係省庁・機関等（関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、ジェトロの地方事務所、業界団体を含む。）と連携・協調して、酒類業の振興に取り組むこととし、具体的には、酒類業の振興に向け、以下の(1)から(7)までの取組を実施する。

(1) 酒類業者の的確な把握及び施策への反映等

酒類業の振興を図る上で、個々の酒類業者の事業活動やニーズ等を適切に把握することが重要であることから、管轄する地域の酒類事業者とのコミュニケーションを強化し、情報を的確に把握し、蓄積する。

特に、当庁の支援施策を活用した酒類業者に対し、フォローアップの観点からその後の取引状況、政策的効果等を丁寧に確認し、課題や要望等を府局の施策に適切に反映させる。

(2) 事業者向け補助金の円滑かつ適正な執行

府が実施する補助金事業については、局署において積極的に活用のための周知を行い、申請希望者からの相談に丁寧に対応する。また、事業者による円滑な事業実施を支援するとともに、不正受給等を防止し適正な執行を図る観点から、事業者と定期的に接触を図り、事業の進捗確認や必要な助言・指導などを行う。さらに、補助事業が完了した事業者に対し、順次、事業完了に伴う報告書の早期提出を促すなどにより、特定の時期に補助事業完了に係る事務が集中しないよう平準化を図るとともに、確定検査及び補助事業終了後における補助事業の事業化の状況の確認等を適切に行う。

(3) 地理的表示（G I）の新規指定に係る相談に対する支援等

地理的表示（G I）の新規指定に係る相談に対しては、制度の趣旨や概要、指定後を見据えたブランド戦略の重要性について説明するほか、地域の酒類製造者による検討機会の提供や論点の取りまとめなど、新規指定に向けた支援を行う。

なお、既存G Iについても、制度の趣旨を踏まえ、G I制度の認知度及び個々のG I酒類のブランド価値向上の観点から、地域の製造者の取組に対して必要に応じて支援や助言を行うほか、既存G Iの見直しに係る相談を受けた場合には、見直しによる変更内容が、真に地域ブランド価値の向上を図るもの又は地域のブランド戦略に則しているものとなるように検討し、必要に応じて助言を行う。

(4) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」等の発展・継承

令和6年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「伝統的酒造り」や日本産酒類の国内外での認知度を向上させるため、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機会も活用するほか、ALT等在留外国人向け酒蔵見学会を開催するなど、様々な周知広報活動に取り組む。

また、「伝統的酒造り」を発展・継承していく必要があることを踏まえ、意欲と能力のある者により酒造りがはじめられる取組として国税庁が実施する事業承継に関する事業とも連携しながら、酒蔵に対して、次世代への「伝統的酒造り」の継承の重要性について周知するとともに、円滑な継承のために必要な相談・支援を行う。

(5) 後援名義等

業界団体等から主催イベント等に係る相談があった場合には、先行事例の紹介、後援名義の使用承認等を含め、可能な範囲で積極的な支援を行う。

(6) 技術的な課題への対応

酒類の製造や流通等に関する技術的な課題を把握した場合は、鑑定官室及び酒類総合研究所と連携し、速やかな解決を図る。特に、製造技術基盤の維持・向上が必要と考えられる酒類製造者については、調査や個別指導等の機会を通じて積極的に状況を把握し、鑑定官室との情報共有を図る。

(7) 庁局の連携

上記(1)から(6)までに関し、今般の酒類業界を取り巻く環境の変化を踏まえ、酒類業者や業界団体等から把握した情報や局署の取組で、庁の施策の立案や他局の参考となるものや、補助金の不正受給に関する情報など迅速かつ的確な対応が必要なものについては、前広に庁と共有する。

また、制度又は制度の運用に関する事項であって、局での対応が困難なものを探査した場合は、庁に相談して対応する。

7 東京電力福島第一原子力発電所事故等に伴う各国の輸入規制への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故により日本産酒類に対する輸入規制を設けた国が求める製造地証明書、放射性物質検査証明書をはじめとした各種輸出証明書の発行事務については、申請手続の電子化を促進するため一元的な輸出証明書発給システムによる電子申請を勧奨するとともに、事業者の負担を考慮しつつ迅速に処理する。

なお、輸出用酒類の放射能分析や放射性物質に関する酒類の安全性確保に関して鑑定官室及び酒類総合研究所との連携を図る。

また、酒類業者及び酒類業組合等からの情報などにより、輸入規制に関する新たな問題を探査した場合には、適時・適切に庁への情報提供等を行う。

VIII 鑑定官室事務関係

1 分析・鑑定事務の的確な実施

間接国税課税物件の分析・鑑定事務については、分析鑑定事務管理要領等に基づき、高い信頼性を確保しつつ、他課と連携して迅速かつ的確に実施する。

2 酒類業者に対する技術的な支援

日本産酒類の輸出促進及び産業振興については、累次の閣議決定等を踏まえて政府全体として推進していることから、酒類製造者への技術支援を積極的に行い、製造技術基盤や酒類の付加価値の向上を図る。

なお、技術支援については、G S S 環境の活用等、効果的・効率的な実施方法を検討するが、実情に応じて既存の手法とのバランスを保つことに留意する。

おって、製造の現場における諸課題の解決のため、情報収集や試験研究等に努め、成果の共有と製造者への還元に取り組む。

事務運営に当たり基本とすべき事務運営要領等との関係

令和7事務年度における課税部各課の事務運営に当たっては、以下に掲げる課税部事務運営要領等を基本としつつ、本文に掲げる事項に特に留意する。

